

令和4年11月8日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年11月8日(火)
9時57分～10時49分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 非農地通知について
3) 業務報告・予定
4) その他

出席委員 20名

1番 宇川 傳治	11番 石丸 正明
2番 田 悟敏子	12番 谷口 修
3番 中村 重樹	13番 宮西 勝昇
4番 坂田 信一	14番 加賀谷 良雄
5番 日光 善治	15番 高田 太衛
6番 三輪 和雄	16番 碓 善秋
7番 吉江 秀一	17番 木村 鉄雄
8番 前田 真一郎	18番 沼田 吉雄
9番 西尾 和三郎	19番 渋谷 忠司
10番 多田 博次	20番 唐島 隆夫

欠席委員

令和4年11月8日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
<p>会長</p>	<p>皆さんご苦勞様でございます。時間がきたもので開催したいと思 います。</p> <p>皆様方には先日来から利用状況調査ということで、各地区ご協力あ りがとうございました。</p> <p>まず場所を確認するというのが一番の大苦勞でありまして、場所さ え確認できれば再生可能か困難かというところで、見た感じではたい ていのところは再生困難に近いところが多かったのではなかろうかと 思います。</p> <p>私らは、南谷のほうへ行ったのですが、一番問題は田舎の方へ行っ たら圃場整備をしておきながら耕作放棄という状態になっていて、今 後これが一番我々農業者としては、後継者の問題が一番大変な問題で はなかろうかなと思っています。</p> <p>これらの問題に関しては確認していきますが、小矢部市としてはど のように対処していくのか大きな課題のひとつだろうと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会11月総会を開催いたし ます。ただいまの出席委員は、20名で定足数に達しておりますので、 総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名委員を指名いたします。19番の渋谷委員さん、20 番の唐島委員さんをお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第23号 「農地法第3条の規定による許可申請について」計1件</p> <p>○議案第24号 「農地法第4条の規定による許可申請について」計1件</p> <p>○議案第25号 「農地法第5条の規定による許可申請について」計3件 以上、3件の付議議案となっています。</p> <p>それでは、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請につい て」事務局より説明していただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明 します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号4番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。</p>

対象の農地は4筆で合計面積は11,182㎡となっております。譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。位置図については、1ページから5ページをご覧ください。

今回、小矢部市においてはじめて農地を取得される申請ですので、A4縦の別紙「農地法第3条 所有権移転ができない場合」を用意しました。ご用意ください。農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられておりますが、今回の申請に係るように、第1号全部効率利用要件から第7号地域調和要件までの7つの要件についてそれぞれ説明いたします。

まず第1号全部効率利用要件について、これは購入予定の農地を含む所有農地すべてを効率的に利用していない場合は許可できないという要件です。これは少し複雑ですので、ほかの要件をすべて説明した後でもう一度説明します。

次に第2号、農地所有適格法人要件です。法人が農地を購入する場合は農地法にある農地所有適格法人でないと許可できません。今回は個人の売買のため関係ありません。

第3号、信託の禁止です。農地を銀行や信託会社などに預けて資産運用をさせるような権利設定はできません。こちらも今回は関係ありません。

第4号、農作業常時従事要件です。申請者やその家族等が必要な農作業に常時従事していないと許可できません。常時従事するとは農林水産省の通知では年間150日以上従事することをいいます。今回の申請では本人からの申出でも年間190日従事するとされており、また、農家として農作業に従事していたということで問題はないものと考えます。

第5号、下限面積要件です。農地を購入した後の面積が50a（5反）を超えないときには許可できません。今回は申請者が〇〇に元々持っている農地面積が約95aで、購入予定の面積が約112aの合計約207aとなりますので、問題はありません。

第6号、転貸の禁止です。農地を借りて耕作する人がその農地を又貸しすることはできません。今回は所有者から所有権を移動させる申請のため関係ありません。

そして、第7号は地域調和要件です。周辺農地の効率的かつ総合的な農地利用を阻害してはなりません。今回の申請では周辺農地と同じ稲作を予定しており、農薬は〇〇から購入し、地域の共同防除にも参加するとのことですので、周辺農地への悪影響はないと考えられま

	<p>す。</p> <p>最後に第1号を詳しく説明いたします。全部効率利用要件とは簡単に言うと新たに購入した農地も今持っている農地も両方耕作しないとだめです。という要件になります。基本的には機械、労働力、技術の3点を総合的に考え合わせて判断します。</p> <p>まず機械についてです。もともと〇〇で農業をしていたことから田植え機とコンバインを2台ずつ所有しており、うち1台を持ってくる予定としております。また、トラクターについては所有しているものを埼玉で使うため新たに購入することを予定しておりますが、購入が間に合わなかった場合はリースにより対応するとのことです。</p> <p>次に労働力、新たに購入する農地は権利取得者が耕作し、すでに持っている農地はその息子さんが耕作されます。</p> <p>最後に技術です。これまで〇〇で農業を続けてきたことから、農作業に必要な技術を持っているものと考えられます。</p> <p>以上3点から、〇〇の農地も小矢部の農地も両方耕作することができると考えられますので、第1号に関しても問題ないと考えられます。</p> <p>以上、第1号から第7号までの7つの禁止要件について説明しましたが、いずれの要件にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員より、受付番号4番について、調査報告をお願いします。</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>先日、〇〇さんのところへ電話しましたところ、旦那さんが出られまして、今ほど事務局のところではほとんど説明されましたが、自宅の方はどうするのかと聞きましたところ、もちろん今度農業委員会に諮るのは田んぼの方だけですが、自宅の方、宅地も家も全部買って入るということでした。時たま家が古いものだから、ある程度改造せんなんもんでちょっとしたわけにはいかんなあという話もしましたが、ときたま一番最初に小矢部市に土地を求めていただけたということでどうもありがとうございますと、敬意を表しまして電話をかけたということで、いろいろ話しておりますと、場所的には住所は〇〇ですけれども、〇〇にかかった話を聞きまして、富山県にも仕事の都合で時たま来られたことがあって、富山県が非常にいいところだということで、いろいろ不動産屋を調べたらありまして、富山に来たついでに</p>

	<p>〇〇さんと一緒に話をして意気投合されたようです。現地の家の方も見てこられていっぺんに来るのもたいへんだと、息子は息子で向こうの方でやるし、私はこっちの方へきてやりたいと、向こうの方は全部売れたら家族みんなこっちに来たいというようなお話をしていました。ここに書いてありますように、全く田んぼの方は部落の方が協力や資材に関しては〇〇さんを利用してしたいということで、何とかこっちの方に完全に移住してもらえたらよいと思います。ということで皆さんの同意よろしくお願いします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>〇〇さんは何歳の方ですか。</p>
〇〇委員	<p>60代です。</p>
〇〇委員	<p>〇〇では農業は何をしていましたか。</p>
〇〇委員	<p>水稻主体です。</p>
〇〇委員	<p>〇〇さんはもう田んぼをしていないのですか。</p>
〇〇委員	<p>元々は〇〇さんという家で、親戚の〇〇さんが相続しました。</p>
会長	<p>以上で質問が無いようですので、「異議なし」として議案第23号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第23号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第24号の「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号4番は、申請者が〇〇さんです。対象の農地は1筆で、面積</p>

	<p>が114㎡となっており、住宅敷地拡張として転用申請を行おうとするものです。位置図については、6ページから9ページをご覧ください。この申請は、農地法の運用通知で規定されております、既存施設拡張という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。なお、申請地はかなり前から違反転用されており、現在は宅地となっております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号4番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>私の方からお話をさせていただきます。資料の位置図6ページをご覧ください。〇〇さんの家の玄関が〇〇に面してぎりぎりに立っておりまして、前側の駐車スペースがほとんどないという状況になっております。そういったような中で、経過だけちょっと調べたところをご説明させていただきます。現状の家については〇〇年に亡くなられた旦那さんが建てられたということで、その後〇〇年に裏側の方にある7ページの〇〇の部分なり、〇〇の部分の庭を造成され、8ページの右側の方の庭を造られたということです。ところが、庭を造った後、〇〇年に庭の自然排水がどうしても自然透水という形になっていたため、大雨が降ると排水が悪くなり、横の農道、私道の方へ流れでたりして、不便であるということから、土改と協議しまして、少し離れた所に排水を使って、多目的な形で排水をしていたという現状であります。ところが、今回、〇〇年に旦那さんが亡くなられまして、相続をされたわけですが、今お孫さんが同居されているのですが、お孫さんの家を建てたいということで調べたところ、現状の部分が無断で転用されていることがわかって、今回の申請になったわけです。9ページの方をご覧くださいと、左側には最初の田んぼが見えるかと思いますが、車の停まっている所が現状の宅地となっている申請された地面になります。実際、先ほど言いましたように、〇〇年の庭を作った際には、この右側の方に石垣と裏の垣根があると思いますが、その辺でしておられたのですが、ここはもうすでに宅地と同じような高さに地盛りしてありまして、個人で農業をずっとしておられたのですが、その際にもこの道は農道として農機具をおいたり等しておられたと、前に駐車場がない関係でこちらの方に車を停めておったということでもあります。今回お孫さんの建物を作るということで調べてみたらこのような現状になっていたということで、今回の申請になったわけです。地区の区長さん</p>

	<p>をはじめ、現状のままということでありまして、これでいいだろうと了解を得ておりますし、この田んぼについてもお父さんが亡くなられてから〇〇の方へ委託されているということで、〇〇の方も現状の作業面積が変わらないということで同意も得ておりますし、相続人の〇〇さんも始末書という形で文書も出ておられますので、お孫さんと4世代同居という過去にない珍しい家庭事情もあることでお認めいただきたいということでした。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第24号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第24号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第25号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書3ページから4ページをご覧ください。</p> <p>受付番号25番は、使用貸借権の設定ということで貸人が〇〇さん、借人が〇〇さんです。対象の農地は1筆で面積が65㎡となっており、分家住宅敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、10ページから14ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、隣接する土地との一体利用という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号25番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告させていただきます。事務局の方から報告されました、場所が〇〇番地、譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。面積は65㎡で、一応田ですが、現在は畑として利用されているということで、今回分家住宅ということで実家の方で新築したいとい</p>

	<p>うことで、申請が出ております。位置図を見てわかりますとおり、今の分家住宅を建てる敷地ですけれども、過去には水田のハウスを建てて苗の栽培をして利用されていたところですが、現在はその後畑作として利用されているということです。新築に当たり、地元の自治会並びに土改、また分家住宅新築の際の排水、雨水に関してはこの位置図を見てわかるとおり、前の道が〇〇の改修工事により道路が拡張されておりますので、そこに生活用水、雨水を排出するという場合ですが、ここは現在〇〇が耕作しているところでございますので、土砂の流出を防ぐためにコンクリート擁壁工事を予定しています。地元自治会〇〇の同意書も出ておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>地図上では〇〇さんとなっておりますが、〇〇さんとの関係はどうなっているのですか。</p>
〇〇委員	<p>〇〇さんは故人で、〇〇さんは息子です。</p>
会長	<p>受付番号25番について、以上で質問が無いようですので、次に、受付番号26番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号26番は、賃貸借権の設定ということで賃貸人が〇〇さん外1名、借借人が〇〇です。対象の農地は4筆で合計面積が5,541㎡となっており、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、15ページから19ページをご覧ください。この申請は、農地法の運用通知で規定されております、仮設工作物の設置その他の一時転用という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員より、受付番号26番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>この件については、砂利採取の一時転用ということで、〇〇さんが4898㎡、〇〇さんが643㎡のところ、〇〇に行く途中の交差点のちょうど角で、電話で確認しましたところ、今現在ある田んぼを土壌改良ということで、最終的には一枚にして返してもらい、広い田んぼ</p>

	<p>にしたいということをお話しています。</p> <p>別に区長の同意書、各団体の同意書、それから耕作者は〇〇になっております。ということでひとつよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませぬか。</p>
会長	<p>受付番号26番について、質問が無いようですので、次に、受付番号27番について、事務局より説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>受付番号27番は、賃貸借権の設定ということで賃貸人が〇〇さん、賃借人が〇〇です。対象の農地は1筆で面積が854㎡となっており、倉庫・駐車場敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、20ページから24ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、集落接続という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号27番について、調査報告をお願ひいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告いたします。23ページをみていただいたほうがわかりいいかと思ひます。</p> <p>賃人の〇〇さんは父親です。借人の〇〇さんの息子さんが車の販売、主に中古車ですが販売をしておられます。両方に話を聞いてきたのですが、確かに敷地内はほぼ車が満車で置く所がないという状況になっていました。〇〇さんはもう80代で、車に乗っておられるんですが、自分の車も置く所がないというような状況だそうです。</p> <p>今対象になる圃場ですが、田ではありますが、畑です。親父さんが畑を作っておられます。結構大きな田んぼなので、畑の作物を何種類も作っておられまして、自家用の他には道の駅に出荷しているということですが、年も年だし息子の仕事の役に立つのならそういうふうに使ってほしいとの話をしておられました。今度は転用をして車庫を建てたり、仮置き場を作ったり、車を13台置くということです。廃棄物の仮置き場などを作られることになっておりまして、廃棄物ということで車の関係であれば油が出たりするだろうから、そういうものは流れでないように留意していただきたいとお願ひし、お隣からもそうい</p>

	<p>う話は出ておましてそういう処置はしますとのことです。</p> <p>工事は来年春からですが、今は野菜を作っている状況です。</p> <p>土改の方の要望もクリアしていますし、区長の同意も出ているという事で、やむを得ないと考えます。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第25号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第25号については「承認」といたします。</p>
会長	<p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>協議事項は、今回ありません。</p> <p>次に、報告事項について事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)農地法第3条の3第1項の規定による届出 2)非農地通知について 3)業務報告・予定 4)その他連絡事項
会長	<p>それでは、ただいまの件についてでありますか、ご質問等ございませんか。</p>
〇〇委員	<p>パトロールをしますと非農地が増えてきているが、市としてはどのように考えていますか。</p>
事務局	<p>国の方針としては、非農地になっているものに対しては非農地通知を送付し、農地台帳から削除するという事になっておりますが、農業委員会としては農地が減るというのは困ることはありますが、どう改善していけばいいのか難しいところです。</p> <p>利用状況調査の意義等に関しましては、取りまとめたものを作成し</p>

	まして、委員さんにお配りしたいと思います。
〇〇委員	パトロールをしておりますと委員の非農地判断と市の非農地判断に乖離があると思います。今回の非農地判断も半分ほどしかになっておりません。
事務局	昔は耕作放棄地があっても誰のものかわからず、そのまま放置されていましてけれども、今は委員さんのご協力のもとに現地を調査して、所有者の方と話し合うことができるようになりました。農地を農地として有効利用していただくというのが大前提ではありますが、基準につきましては国・県の方針に従っていくというのはこれからも同じではありますけれども、委員さんのご意見を県、国に伝えていき、現場の声を反映した基準となるように働きかけていきたいと考えております。
〇〇委員	県から「農業委員会に女性の力を！」というパンフレットが来ていると思いますので、各委員に渡していただきたいです。全国女性委員会で女性委員増への依頼がありましたので、各地区から元気な女性がいれば今度の改選時に推薦いただきたいです。
会長	以上で無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。
職務代理	本日の総会もどうもご苦勞様でした。行事も続いておりますので、皆様の参加等よろしく申し上げます。以上で11月の総会を終了いたします。皆さんご苦勞様でした。
	—11月総会終了—

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和4年11月8日

会長 宇川 傳 治

議事録署名委員 19番 渋谷 忠 司

20番 唐 島 隆 夫